

## 宮崎県ふるさと納税返礼品選定基準

## (1) 物品の基準

下記①から⑩までの要件又は⑪の要件を満たす物品であること。

- ① 総務大臣が定める基準を満たすもの
- ② 当該物品が本県の魅力発信に寄与するものであることや、本県の地域振興に資することが認められるものであること。
- ③ 公序良俗に反しないものであること。
- ④ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- ⑤ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他の法令に抵触するものではないこと。
- ⑥ 業として生産している、又はされたものであって、個人の趣味又は特技により私的に作成した物品ではないこと。
- ⑦ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）。
- ⑧ 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。  
ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りでない。
- ⑨ 次のいずれかであること。ただし、複数の事業者において生産された製品を組み合わせた物品についてはこの限りでない。
  - ア 農産物にあっては、自らが生産した、又は生産者から直接仕入れた物品であること。
  - イ 農産物以外にあっては、自ら又は委託により生産した物品であること。
- ⑩ 自ら又は委託により生産した物品以外の場合は、本県のふるさと納税の返礼品として宮崎県ふるさと納税返礼品提案書（様式2）に記載する内容で取り扱うことにつき生産者の同意を得ていること。
- ⑪ その他県が特例として認めたもの

## (2) 役務の基準

下記①から⑨までの要件又は⑩の要件を満たす役務の提供であること。

- ① 総務大臣が定める基準を満たすもの
- ② 本県の様々な地域の魅力を示し、本県のイメージ向上に資することであること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策が実施されている役務であること。具体的には、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされ、かつ、その旨の表示が利用者に理解できるようになされていること。
- ④ 役務の提供に当たっては、当該役務に係る「利用券」を発行し寄附者へ送付すること。利用券には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。
- ⑤ 公序良俗に反しないものであること。
- ⑥ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるのでないこと（専ら一般的な観光目的のものを除く。）。
- ⑦ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他の法令に抵触するものではないこと。
- ⑧ 業として提供している役務であって、個人の趣味又は特技により私的に提供する役務ではないこと。
- ⑨ 役務の提供に当たり、応募者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、本県のふるさと納税の返礼品として提供することについてあらかじめ同意を得ていること。
- ⑩ その他県が特例として認めたもの